令和６年　　月　　日

**給付奨学生(新制度)　全員提出**

学修の意欲に係る申出書

|  |  |
| --- | --- |
| 学籍番号 | 　 |
| 年次 | 　 |
| 氏名 |  |

一年間の学修状況を振り返り、授業への取組状況や授業時間外(予習・復習等)の学修の取組状況を下記のとおり申し出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 学修状況課題の提出状況や授業時間以外の予習・復習など学修への取組状況について子細に記入すること。 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

日本学生支援機構給付奨学生適格認定の学業成績基準より、学修意欲が低いと認められる場合、「警告」又は「廃止」の処置に相当します。

下記基準を確認し、給付奨学生の自覚をもって学業に精励しなければなりません。

給付奨学金：適格認定(学業)における学業成績の基準について

廃止基準　　 　基準①：修業年限で卒業できないことが確定した場合。

　　　 基準②：修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合。

　　　 基準③：学修意欲が著しく低い状況にある場合。

　　　 基準④：下の「警告」に連続して該当する場合。

警告基準　　 基準①：修得単位数が標準単位数の6割以下場合。

　　　 基準②：GPAが下位1/4に属する場合。

　　　 基準③：学修意欲が低い状況にある場合。

(提出期限)　**2024年1月31日(水)**

(提出先)　学生課生活支援係

▶メールによる提出の場合　Email：gaku-s3@nifs-k.ac.jp

▶郵送による提出の場合　〒891₋2393　鹿児島県鹿屋市白水町1番地　学生課生活支援係　宛